

厚生労働大臣が定める揭示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

以下の施設基準に適合している旨、四国厚生支局に届出を行っています。

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 外来感染対策向上加算
- 医療DX推進体制整備加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注2に規定する遠隔モニタリング加算
- 外来・在宅ベースアップ評価料（I）
- 酸素の購入単価
- 医薬品の治験に係る診療

(治験診療) 第 31 号 徴収開始年月日：平成 20 年 4 月 1 日

治験薬名称	内・注・外	区分	対象患者数	徴収額
T S - 0 3 3	1:内服薬	2:第II相	16	0
N N C 9 0 - 1 1 7 0	2:注射薬	2:第II相	6	0
B I 1 3 5 6	1:内服薬	2:第II相	10	0

(2025 年 4 月 1 日時点)

届出内容補足

■情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行っております。

- ・初診は原則として対面での診療を行う必要がございます。
- ・情報通信機器を用いた診療の初診において、向精神薬の処方はいりません。
- ・情報通信機器を用いた診療が受けられるかについては、担当の医師とご相談ください。

■外来感染対策向上加算について

当院は、院内感染防止対策として、必要に応じて次のような取組を行っています。

- ・感染管理者である院長が中心となり、従業員全員で院内感染対策を推進します。
- ・院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年 2 回実施します。
- ・感染性の高い疾患（インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保して対応します。
- ・標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
- ・感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

■医療 DX 推進体制整備について

医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して診療をおこなっています。